

毒劇薬・毒劇物の取扱いについて

第1 毒薬・劇薬の取扱いについて

1 毒薬・劇薬の保管管理

毒薬は、専用の鍵のかかる保管庫に貯蔵する必要があります。

劇薬は、他の医薬品等と区別して、貯蔵・陳列する必要があります。なお、劇薬は、毒薬のように、特に鍵のかかる場所に保管する必要はありません。

なお、毒薬については、帳簿を作成し定期的に点検する等、適正に保管管理して下さい。

2 毒薬・劇薬の表示（包装・容器）

毒薬は、黒地に白枠、白字で品名及び「毒」の文字、劇薬は白地に赤枠、赤字で品名及び「劇」の文字の表示が必要です。

なお、調剤用で装置瓶に入れられたものの表示にも、同様の表示が必要です。

第2 毒物・劇物の取扱いについて

毒物劇物を業務上取扱う病院、診療所等は、毒物劇物の保管管理等について、次のことに留意して下さい。

1 譲受け

毒物劇物販売業者から、毒物劇物を購入する際には、必要事項を記載し、印を押した書面を提出しなければなりません。

必要事項

毒物又は劇物の名称及び数量

販売又は授与の年月日

譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2 保管管理

毒物劇物を保管する際には、その毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。また、毒物劇物又は毒物劇物を含有する物であって政令で定めるものが、その施設の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。

毒物劇物を他の容器に移し替える場合には、絶対に飲食物の容器は使用しないでください。また、3の容器の表示が必要となります。

毒物劇物の盗難防止措置については、具体的には次のとおりです。

- (1) 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区別された毒物劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な設備とすること。
- (2) 貯蔵、陳列する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じること。

3 表示

(1) 毒物劇物の容器及び被包

毒物劇物の容器及び被包には「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければなりません。

(2) 貯蔵陳列場所の表示

毒物劇物を貯蔵陳列する場所には、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければなりません。

4 届出

毒物又は劇物が盗難・紛失したときには、直ちに警察署に届け出なければなりません。

また、毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込んだ場合で、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときには、直ちに、保健所、警察署又は消防機関にその旨を届け出なければなりません。

5 その他

常日頃からの適切な保管管理が行われていなければ、盗難にあったか、紛失したかを確認することもできません。帳簿を作成したり、定期的に在庫チェックを行うなど在庫管理を行う必要があります。